

「テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題」について ～質問・意見メモ～

平成31年2月25日

弁護士 池本 誠 司

当職は、2月25日開催の割賦販売小委員会に、差支えのため出席できませんので、事務局から報告される「テクノロジー社会における割賦販売法政の現状と課題」について、質問・意見を書面にて提出させていただきます。質問については、小委員会において事務局からご回答頂ければ、後日議事録にて確認致します。

1、クレジットカードにおける支払可能見込額調査義務について

(1) 報告資料の関連記述

報告資料6頁には、現状認識として、「支払可能見込額調査では、クレジットカード交付・付与時及び極度額の増額時の調査事項や調査方法（指定信用情報機関の情報の使用義務等）について画一的に規定。」「既存事業者では、支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。」との記述があり、8頁には、検討課題について、「『経済政策の方向性に関する中間整理』において、新規事業者の参入を促進することを目的に、決済分野における法制の見直しについて検討することが求められている。」ことが指摘されています。

(2) 質問1

そこで、本小委員会における検討課題は、①支払可能見込額調査義務の内容に関して、指定信用情報機関の情報の使用義務自体の適用除外を認めるか否かを論点とすることでしょうか？または、②「年収－クレジット債務年額－生活維持費」という与信審査方法とは別に、「スコアリングモデルによる与信審査」や「ビッグデータやAIを活用した与信審査」という手法を選択することを認めるか否かを論点とすることでしょうか？または、③その両方を論点とすることでしょうか？

本小委員会において、かみ合った審議をするために、何を論点とするのかについて、事務局の現時点の認識を具体的に示して下さい。

(3) 質問2

報告資料6頁や7頁には、「スコアリングモデルによる与信審査」や「ビッグデータや

「AIを活用した与信審査」という手法について、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づき精緻な与信審査を行うものである旨記述されています。

これらの与信審査の手法は、各社がそれぞれ独自に多様な情報を収集・分析して判断する手法だと考えられますが、①共通のまたは必須の情報収集事項が明日ののでしょうか？または、②与信審査の結果として与信を認めるか否かの判断基準が適切であるか否かを行政庁において客観的に判定できる指標があるのでしょうか？または、③各社の貸倒率の検証やクレジット業界全体の貸倒率の検証など、他の実効性ある検証・評価措置を併用する必要があるのでしょうか？

「スコアリングモデルによる与信審査」や「ビッグデータやAIを活用した与信審査」という手法の意味やその評価が定まっていないうままでは、適切な方針が判断できませんので、とりわけ客観的な検証・評価の可否についてご説明をお願いします。

2、決済情報の利活用について

(1) クレジット分野におけるオープンAPIの取組は、すでに経産省の「クレジットカードAPIガイドライン」の策定や、キャッシュレス推進協議会の「契約ひな形」「接続チェックリスト」等の自主的取組が行われているものと理解しています。

ただし、利用者の依頼に基づく情報の利活用であるとはいえ、現実には消費者が情報利用の意味や広がり把握しないままAPIに同意して利用を認めることとなるのではないかと危惧が指摘されている。

銀行法改正においては、銀行のAPIの取組を促進する基盤整備として、電子決済等代行業者の登録制や情報の適切な管理等のルールを定めた。

(2) 質問

クレジットカードにおけるオープンAPIの取組が、業界の自主的な取組として先行している中で、本小委員会で審議対象としてこれを設定したのは、割賦販売法の見直しを伴う事項として何を想定しているのでしょうか？

銀行法のような電子決済等代行業者の登録制や情報の適切な管理等のルールを定めるのであれば、割販法改正を要する課題となりますが、何を検討するのか不明確なままでは有益な議論ができないと思われまますので、法改正に係る具体的な論点が何かを提示して下さい。

3、成年年齢引き下げと新成人への対応について

(1) 報告資料14頁では、消費者基本計画の工程表において、「施策内容」として、若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進」という記載があるものの、具体的にどのような施策を講ずるのか示されていません。

(2) 意見

日本クレジット協会が、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施したとのことですので、その調査結果を本小委員会で報告して下さい。

こうして業界の方針と取組状況の報告を受けたうえで、さらなる対応を推進するために、業界団体としてどのような取組を計画しているのか、これに対して学識経験者や消費者側関係者の意見はどうかについて議論する必要があると考えます。